

流山市受任者調整を見越した事前関与スキーム実施要綱（解説）  
（趣旨）

第1条 この要綱は、流山市受任者調整を見越した事前関与スキーム（以下「スキーム」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見中核機関（以下「中核機関」という。）を設置しているところである。

成年後見制度の利用が望ましい支援対象者に対し受任者調整及び事前関与を行うことにより、本人の状況に合わせた適切な後見人等候補者の検討を行うとともに、後見人等候補者を含む権利擁護支援チームを構築し、支援対象者の成年後見制度開始以前からの継続した支援を行うことを目的とする。

本スキームにおける支援対象者は下記の理由から主に後見類型相当または保佐相当か後見相当か判断が困難であって成年後見制度の利用が望ましい者をいう。

- ・ 保佐、補助相当であれば原則として契約締結能力があると判断できる
- ・ 契約締結能力がある場合、本人の意思により専門職と契約を行うまたは、資金的に困難な場合には「法テラス」等の既存の制度を活用したうえで本人申立てが可能であると判断する。

（後見人等候補者の業務）

第3条 後見人等候補者の業務は本人の権利擁護支援に関連する事項で次に掲げるものとする。

- （1） 面談等による支援対象者との信頼関係の構築
- （2） 支援対象者の親族との信頼関係の構築
- （3） 支援対象者に関わる支援者との信頼関係の構築
- （4） 支援に必要な情報の収集及び補助
- （5） その他市との協議により支援に必要とされること。

本条では「本人に契約締結能力が不足している状況下で後見人候補者が行うことができる支援」を念頭に業務を定めている。

想定する場面は以下の通りである。

(1) 本人との面会等により信頼関係を構築することに努める。  
なお、本人の認知度により記憶を保持することが困難である等の事情が想定されるため、必ずしも信頼関係の構築を言語的に確認できることのみを義務付けるものではない。

(2) 親族はいるものの何らかの事情により申立て手続きを行えない場合を想定。

(3) 既に支援対象者と関わっている支援者について適宜情報連携等を行うことを想定。

(4) 支援を行うにあたり必要となる情報収集の補助や取得方法について情報提供を行うことを想定。

(5) 上記いずれにも当てはまらないが、必要性がある業務が発生した場合、市と協議をしたうえで行うことができるようにすることを想定。

(相談手続き)

第4条 流山市地域包括支援センター及び障害者相談支援事業委託事業所（以下「一次相談窓口」という。）等が成年後見制度の使用が望まれる事案を把握した段階で中核機関にスキームを使用することについて相談を行う。

2 中核機関は前項の相談に基づき、スキームの使用が望ましいと判断した場合、（ 基準 ）に基づき、後見人等候補者に望ましい職種を選定し、（ 受託者 ）に対し要請を行う。

3 後見人等候補者は前項の要請に基づき、支援者との情報共有を目的とした会議への出席及び支援対象者本人または親族との面談を行う。

4 中核機関は前項の要請に基づき第3条のいずれかの業務を委託した後見人等候補者に対し報酬として10,000円を支払う。

スキームの使用の決定については中核機関が行うものとする。

(中核機関の責務)

第5条 中核機関はスキームを統括する立場として下記の事項を行う。

- (1) 中核機関は前条に規定する会議の報告書を作成し、中核機関運営主管課に提出する。
  - (2) スキームにて取り扱った事案に対し概ね2週間に一度後見人等候補者と進捗の確認を行う。
  - (3) 前項の進捗について月に一度中核機関運営主管課に報告する。
- (秘密保持)

第6条 本委託業務の実施にあたっては、関係法令及び委託先における個人情報の取扱いに関する特記仕様書を遵守し、正当な理由なく、その業務において知り得た秘密を漏らしてはならない。